

東日本大震災復興支援特定研究助成2013

＜募 集 要 項＞

平成25年 7月
公益財団法人 新技術開発財団

1. 助成の目的

東日本大震災により被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

大震災から2年半が経とうとしておりますが、M9の大地震、大津波、原発事故による自然環境、地域社会、国内産業への影響は未だに大きなものがあります。なかでも、原発事故の放射性物質による土壤・海洋汚染や、その環境や農林水産物への影響は大きく、それらの回復・解決は依然として復興への極めて重要な課題といえます。

このような状況に鑑み、当財団はこのような重要課題解決のための研究テーマに対して助成を行い、被災地域の復興を支援いたします。

2. 助成対象テーマ

「原発事故の放射性物質による環境や農林水産物の汚染に関する課題解決に向けた研究」で、研究の必要性、実効性、復興への貢献の視点から特に重要と認められる研究を対象とします。

3. 助成対象者、応募資格

代表研究者

- ・代表研究者は大学、公的研究機関（以下「大学等」という）に所属する常勤の研究者とします。

研究体制

- ・被災した大学等の研究者が参加することで、被災した大学等の復興支援もできるような研究チーム編成が望ましいと考えます。

注1) 他機関からの助成

- ・申請の研究期間内に、申請のテーマ内容と重複する研究内容に対して他機関から助成を受けている、または受けることが決定している場合は応募できません。本申請に関連して他機関からの助成がある場合は申請書に明記し、本申請との差異が明確となるように申請書に簡潔に記載して下さい。

- ・重複する研究内容に対して他機関に助成を申請中の場合には、申請は可能です。ただし、採択が決定された時点でいずれの助成を受けるか判断いただき、他機関の助成を受ける場合には、辞退していただくか助成金を返還していただきます。

注2) 所属機関内の承認手続き

- ・応募につき所属機関長等の承認が必要な場合は、所属機関の規程に則り手続きを行って

ください。

4. 助成金額、件数

- 助成金上限額は300 万円で、5件程度を予定しています。

5. 助成金の振込

- 助成金は、当財団との覚書締結日に申請者が指定する口座に全額払い込みます。
- 振込先口座につき所属機関内の規程・手続きがある場合にはそれに従ってください。

6. 実施計画と覚書締結

- 助成決定後に、研究の目的、研究計画、研究体制、助成金使途等を記載した研究実施計画書を提出していただきます。
- 上記実施計画書をもとに、当財団と覚書を締結していただきます。申請者側の契約の押印者は代表研究者、または代表研究者と代表研究者の所属機関長とします。

7. 研究成果報告

- 覚書締結から1年後に研究成果報告書、助成金の使途に関する経費報告書を提出していただきます。

8. 助成金の使途とオーバーヘッドの扱い

- 助成金は研究の遂行に直接必要な経費（直接経費）で、その使途は以下の通りです。
- 助成金の管理を所属機関に委ねることもできますが、その場合、当財団からの助成金は全額を当該研究の研究費に充てていただく方針のため、所属機関に支払う間接経費／オーバーヘッドに関しては所属機関内で免除手続き等を行ってください。

設備・備品費	<ul style="list-style-type: none">研究に使用する設備・機器・備品の購入費、リース料、およびその修繕費
部品・材料費	<ul style="list-style-type: none">研究に必要な部品・原材料購入費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">文具・試薬等購入費
旅費交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none">代表研究者や共同研究者等の当該研究に関わる旅費、滞在費
研究補助者経費	<ul style="list-style-type: none">研究補助者への謝金 <p>*代表研究者、共同研究者の人件費は対象外</p>
外部委託費	<ul style="list-style-type: none">研究活動の一部を外部（第三者）に委託する経費
会議費	<ul style="list-style-type: none">会議のための会場借料、備品借料 <p>*飲食費は対象外</p>
印刷費	<ul style="list-style-type: none">会議配布資料、学会発表資料等の印刷費

9. 奨学寄附金申込書等の不発行

助成決定後、代表研究者が所属する大学等より指定の奨学寄附金申込書等が送付され、その提出を財団に要求されることがあります、当財団はその発行はいたしませんので、ご承知ください。

10. 応募方法

応募書類

下記の順に書類を整理し、2部提出して下さい。2部とも申請書には代表研究者の押印が必要です。書類は返却できませんので、貴重な資料はコピーを提出してください。

なお、(1)東日本大震災復興支援特定研究助成2013 申請書については電子ファイルをCD等で書類に添付（1枚で可）するか、応募書類送付先・問い合わせ先に書かれたE-mailアドレスに別途送付してください。

(1) 東日本大震災復興支援特定研究助成2013 申請書（当財団所定の様式のもの）

*申請書は当財団ホームページからダウンロードできます。

(2) 代表研究者の履歴書・研究経歴書（様式は自由）

(3) 参考文献

・申請書に記載した論文、著作等は、特に重要なものを3件程度まで別添してください。

共著、共同研究論文等は、なるべく申請者が筆頭著者もしくは最終著者であるものを添付してください。

・申請書に記載した特許等の知的財産権は、特に重要なものを3件程度まで別添してください。

・論文、知的財産権等で重要かつ添付しきれないものがある場合は、抄録を添付してください。

・その他に審査の参考となる重要な資料があれば厳選して添付してください。

(4) 東日本大震災復興支援特定研究助成2013 申請書の電子ファイル

・以下のいずれかのファイルを提出してください。なお、MS-Wordないしその互換形式のファイルはWord2003で開ける形式 (.doc) としてください。

1) 申請書全文のMS-Wordないしその互換形式のファイル

2) 申請書1ページ目のMS-Wordないしその互換形式のファイル、および申請書全文のPDF形式のファイル

受付期間

平成25年9月20日～10月10日（締切日消印有効）

11. 審査および結果の通知

助成採択者は当財団に設けた審査会において、慎重かつ厳重な審査の上、理事会において2月上旬に決定します。

審査結果は代表研究者に書面にて通知いたします。なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切応じることは出来ません。

12. 代表研究者の義務

- ・助成決定後、当財団所定の書式で研究概要書をご提出いただきます。本概要書は、当財団のホームページ等で公開いたします。
- ・代表研究者は助成金を適切かつ効率的に活用してください。なお、本助成金は申請の研究以外に使用することはできません。
- ・所属機関内の必要な手続き等は、代表研究者が責任を持って実施してください。
- ・代表研究者は覚書および研究実施計画書に従って研究を進めていただきます。また、覚書締結から1年後に研究成果報告書、助成金の使途に関する経費報告書を提出していただきます。
- ・本助成にもとづく研究成果を学会などに発表された場合は、財団指定の成果発表届とともにその要旨などをご提出いただきます。

研究成果を発表される際は下記のようなクレジットをつけて下さい。

《和文表記例》

新技術開発財団東日本大震災復興支援特定研究助成2013 を受けた。

《英語表記例》

~ with the support of The Specific Research Grant 2013 for East Japan Great Earthquake Revival by The New Technology Development Foundation

13. 個人情報の取り扱い

利用目的：応募書類に含まれる個人情報は、研究助成の選考及び選考結果のご通知のために使用します。

第三者への提供：研究助成が決定した場合は、代表研究者のお名前、所属機関、役職、研究題名、および研究概要を公表いたします。また、研究終了後の研究成果報告につきましても公表させていただきます。なお、利用目的の範囲内で、個人情報を委託業者が使用することがあります。

14. 助成金贈呈式

助成金贈呈式は、平成26年2月中旬に行う予定です。

15. 問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、緊急な場合を除き下記 E-mail アドレスにお願いいたします。

応募書類送付先・問い合わせ先：

〒143-0021 東京都大田区北馬込1-26-10

公益財団法人 新技術開発財団

電話：03-3775-2021 FAX：03-3775-2020

<http://www.sgkz.or.jp>

E-mail: zaidan-mado@sgkz.or.jp